

広島県告示第百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所廿日市支所において、令和三年二月二十六日までの間、縦覧に供する。

令和三年二月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道一八六号	大竹市栗谷町大栗林字須磨ヶ原一〇二七八番一地先から 大竹市栗谷町大栗林字須磨ヶ原一〇二七八番一地先まで	令和三年二月二日